

ト
一、議案中「全國本部確立促進ノ件」ヲ「合法的全國本部確立促進ノ件」ニ訂正スルコト

◎議事

一、近畿地方委員會活動方針確立ノ件

説明者 羽原 正一

別記草案（兵聯提出ノ意見書ヲモ含ム）ニ基イテ説明シタ後「全會ノ闘争方針ガ正シイカ否ヤハ先ツ過去ノ闘争過程ヲ究ムベキモノニシテ將來ノ運動ノ發展ハ過去闘争ノ嚴正ナル批判ヲ通ジテ新シキ運動方針ガ樹立サルベキモノデアル、近地ハ從來規定方針ノ動搖性ト全國的方針ガ地方の特殊狀態ニ適應スル具體化ノ不充分ノ爲メ其ノ方針ガ充分ニ浸透サレズ從ツテ具体的日常闘争ヲ充分展開サレナイ半身不隨的狀態ニ置カレテ居ル、以上ノ缺陷ヲ徹底的ニ檢討スルコトハ最モ必要デアル例ヘバ外

見上如何ニ些少デアツテモ一ツ一ツノ事實ヲ究メテ鋭敏ニ反應スル大衆ノ敏感性ト興奮性、之ヲ完全ニ把握スルコトガ大衆ヲ獲得スル唯一ノ道デアル」云々

等種々質問討論ガアツタ後草案ヲ基礎トシ

(イ) 農委活動促進ヲ期ス

(ロ) 事務所中心トスル闘争ノ展開

(ハ) 部落班ノ設置

(ニ) 生産點ヲ中心トスル活動

(ホ) 大衆トノ日常經濟闘争ヲ活潑ナラシムルコト

等ヲ加ヘテ大綱ヲ作成シ之ヲ農新ニ發表スルコトニ決定

三、近畿地方委員會規約ニ關スル件

説明者 菅 隆

近畿委員會規約作成ニ關シテハ前ノ委員會ニ於テ大体草案ヲ作ルコトニ決定シテアツタガ未ダ起草シテアラナイカラ